

### 趣旨

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の業務として、宇宙科学技術に関する先端的な研究開発の成果を活用し宇宙空間を利用した事業を行おうとする民間事業者等が行う先端的な研究開発に対して必要な資金を充てるための助成金の交付に関する業務を追加するとともに、**基金**を設ける。

### 概要

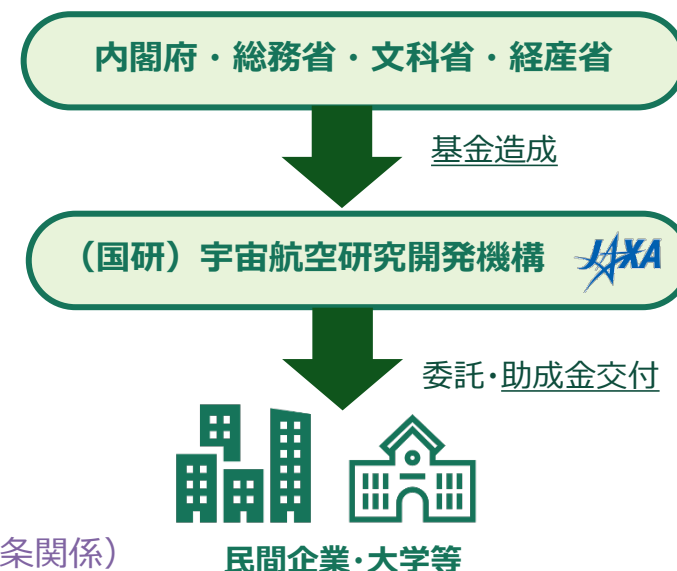
#### 1. 機構の目的及び業務の追加

機構の目的に「宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者等が行う先端的な研究開発に対する助成を行うこと」を加えるとともに、機構の業務に「宇宙科学技術に関する先端的な研究開発を行う民間事業者であつてその成果を活用して宇宙空間を利用した事業を行おうとするもの又は当該民間事業者と共同して当該研究開発を行う大学その他の研究機関のうち公募により選定した者に対し、当該研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付すること」を位置づける。（第4条、第18条、第24条関係）

#### 2. 基金の創設

以下の業務に要する費用に充てるため、機構に**基金**を設ける。

- (1) **基礎研究及び基盤的研究開発**のうち、宇宙空間を利用した民間の事業にもその成果の活用が見込まれるものを**公募により選定した者に委託して行うための業務**
- (2) **宇宙科学技術に関する先端的な研究開発を行う民間事業者等**のうち**公募により選定した者**に対し、当該研究開発に必要な資金に充てるための**助成金を交付する業務**（第21条、第22条、第23条、第31条関係）



### 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日（附則第1項関係）